



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	オランダ植民地支配とジャワの在地首長層
Author(s)	宮本, 謙介
Citation	経済學研究, 39(4), 65-84
Issue Date	1990-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31841
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(4)_P65-84.pdf



オランダ植民地支配とジャワの在地首長層

宮 本 謙 介

I. はじめに

筆者は、前稿¹⁾において19世紀ジャワ経済史研究の諸外国での注目すべき近業を要約整理し、植民地社会成立期の社会経済構造を総括的に把握するための当面の研究課題を設定していた。詳細は前稿に譲るが、近年の研究動向として注目しておきたいものは、第一に、伝統的=観念的ジャワ農村社会像の克服をめざす研究があり（オンホッカム、ブレマンなど）、第二に、ギアツ（C. Geerts）理論の批判を全面に掲げる研究であり（エルソン、アレグザンダー、ナイト、ホワイトなど）、第三には、強制栽培制度や農村社会の実証研究の前進であった（ファッスール、エルソンなど）²⁾。これらの先

行諸研究の検討を通じて、初期植民地社会のジャワ的特質を把握するためになお残された課題として、第一に、在地の階級関係、とりわけ現地人首長層の諸権能の検討、第二に、植民地当局による土地所有関係=租税収取関係の編成替

両者の研究を簡単に要約紹介しておく。

フェルナンドの問題関心は、植民地支配によって持ち込まれた商業的農業がチレボン農民に如何なるインパクトを与えたのかという点を検出することであり、とりわけ「農民層の社会経済的分解が進展したのか、それともギアツ理論の『農業のインボリューション』が含意するように分解が回避されたのか」というテーマが中心課題となっている。具体的分析は、社会経済変化の性質と程度によって、19世紀～20世紀初頭を4つに時期区分する。第一期は、イギリス支配期からオランダ権力回復期までのいわゆる自由主義期であり、この時期にチレボン農村では、商品作物栽培によって村落の社会経済生活を支配し、その経済的地位を強化した少数の有力農民が登場してきたと言う。第二期は、強制栽培制度導入期（1830～1836年）であり、強制労働による大規模な商品作物栽培が上級首長や村役人の協力によって軌道にのった時期であり、土地保有の中核農民の中から村長・村役人を構成するような有力農民が強制栽培制度への協力を通じて形成された。第三期は、強制栽培制度が農村社会に定着し、商業的農業の拡大が農村の経済状態を改善し、安定した経済成長を齎したとする（定説的理解の全面的否定）。同時にこの時期は、一部の有力農民（村支配者層）、一般の土地保有農民、土地なしの小作農・農業労働者という3階層構成が固定化した時期でもあるが、商品作物栽培の成長によって通説が言うような実質的貧困階層の創出といった事実は見当たらないと言う。第四期は、1880年代中葉以降で、病虫害によるコーヒー栽培の崩壊と糖業不況によってチレボン農村も経済危機に見舞われ、農民層の全般的落層化が進むが、農民は食糧生産への回帰によって危機打開をめざしたと言う。以上のように、フェルナンド論文は、そのギアツ批判や通説的解釈を全面否定した部分が刺激的であり、チレボン

- 1) 拙稿「オランダ植民地支配とジャワ農村の労働力編成——強制栽培期の砂糖生産地帯を中心に——」『経済学研究』（北海道大学）、第39巻第1号、1989年6月。
- 2) 前稿執筆後入手した関係文献の中では、フェルナンド（M. R. Fernando）とジョコ・スルヨ（Djoko Suryo）の学位論文が特筆に値する。Fernando, M. R., *Peasants and Plantation Economy: The Social Impact of the European Plantation in Cirebon Residency from the Cultivation System to the End of First Decade of the Twentieth Century*, Ph. D. Dissertation, Monash University, 1982. Djoko Suryo, *Social and Economic Life in Rural Semarang under Colonial Rule in the Later 19th Century*, Ph. D. Dissertation, Monash University, 1982. フェルナンドの研究は、ギアツ理論批判を強く意識したものであるが、同時にチレボン農村社会の実証も精緻である。ジョコ・スルヨの研究は、19世紀に変容するスマラン農村社会を独自の手法で実証した点が興味深い。以下、

え（特に強制栽培期には賦役労働の編成）、第三に、土地なし農民＝隷属民の実態把握、の3点を指摘した。

本稿は、隷属民の分析を試みた前稿の続編として、現地人在地首長層の諸権能について強制栽培期を中心にやや歴史的に検討してみる³⁾。以下では、在地首長層の存在形態をできるだけ史実に即して明らかにするとともに、在地首長

史に関する未公開史料を駆使している点でも評価されるべきではあるが、植民地政府側の史料を無批判に利用しているようであり、筆者は「強制栽培制度による農村社会の繁栄」という逆説にはやはり同意しがたい。

一方、ジョコ・スルヨの学位論文は、中部ジャワのスマラン農村社会の動態的分析で地方史研究の蓄積に寄与している。彼によれば、スマラン農村では強制栽培とその賦役負担は住民にそれほど大きな影響を与えなかったが、むしろ現地人行政官の汚職・腐敗（不法な土地集積や経済活動）が1840年代末から50年代に大規模な飢饉を引き起こした主要因であった。現地人支配者層の横暴は、オランダが彼らの伝統的権威に強く依存したためであったが、1860-70年代に至ると、オランダは交通手段の整備（鉄道・道路網の拡充）によって地方行政のコントロールに乗り出す。この交通手段の整備は、輸出入向け農産物輸送の改善のみならず、農村の世界市場への統合を促し、輸入製品的大量流入と伝統産業（典型的にはバティック）の衰退を齎した。1880年代の経済危機も農村部に深く浸透し、貧困と疫病の蔓延を招いた。19世紀末の中央集権化と一層の商業化によって、スマラン農村が広い社会的・経済的ネットワークの中に巻き込まれると、民衆は固有の社会的規範を喪失して社会不安の出口を宗教的復古運動に求めるが、20世紀に入るとこれがサリカット・イスラムや鉄道労組の成長などナショナリズムに結び付いていくと言う。これらの諸点に関する実証分析は、研究の前進面として評価できる。但し、ジョコ・スルヨは、スマランの都市部が中部ジャワの経済および行政上の中心地として発展を遂げたのに対象的に、農村部は依然として低成長で伝統的性格を存続させたとしてその二重構造論の視点を堅持しているが、筆者は、むしろこの両セクターの接合関係こそ植民地の社会経済構造を把握する鍵ではないかと考えている。

3) 強制栽培期の在地首長層については、旧稿（『オランダ植民地支配とジャワ社会の再編成』『歴史学研究』第497号、1981年10月）でも触れているが、本稿は今回新たに入手した史料・文献や近年の研究動向を参照して大幅に書き改めたものである。

層の土地所有＝地代收取関係が植民地支配の深化とともにどのように再編成されるのか、という視角から植民地支配の諸段階における植民地当局と現地人首長層の共生と対立の諸側面を検討してみる。ここで土地所有＝地代收取関係を分析の中心に据えるのは、ジャワのような水田稲作を基軸とする農耕社会では、前近代社会の社会構成の性格は土地所有＝租税・地代收取関係によって基本的に規定されていると考えられるためである。植民地社会に至っても（特にその初期には）前近代的社会構造を基底的構成要素とする以上、植民地支配の段階的深化を跡づけるには、かかる分析視角が緊要であろう。

II. 強制栽培制度以前の在地首長層

1. オランダ東インド会社＝「義務供出制」期の在地支配

周知のように、オランダ東インド会社(Vereenigde Oost Indische Compagnie, 以下VOCと略記)は1619年のバタビア建設以来、ジャワ各王室の内乱や王位継承戦争に乗じて徐々にその領土支配を拡大した⁴⁾。とりわけ、プリアンガン領(Priangan)と東北海岸領(Pasisir)の獲得は、当地で実施した「義務供出制度」(verplichte leverantiën)によってVOCの経済活動を支える拠点となった⁵⁾。この段階の

4) マタラム王国史および王室とオランダとの歴史的確執については、さしあたり拙稿「植民地化前のジャワの国家に関する覚書——17, 18世紀マタラム国家の支配体制を中心に——」『一橋論叢』第89巻第5号、1983年5月、同「オランダ植民地支配とジャワ王侯領の農村社会——村落『再編成』の歴史的考察——」『研究論叢』(工業院大学)第25号、1987年12月、を参照。

5) VOCは、マタラム王国に対して内乱鎮圧などの軍事援助に要した戦費を貨幣と現物供出によって償還させているが、これがマタラム領土内のプバティにも「義務供出」として課せられた。供出量の地方毎の分担は、VOCと各プバティの間で取り決められている。1743年の条約では、新たにオランダ領となる東北海岸領(主な供出物は米, 豆類), マタラム領土の内領(胡椒, 綿花), 外領(豆類)では、東北海岸領が「義務供出」の64%を負担し

オランダ支配は、各地方の在地首長層＝ブパティ (Bupati) に VOC が定めた米その他の農産物の一定量を低価格で提供させる「義務供出制」の段階にあった⁶⁾。当時の在地社会の実態を伝えてくれる史料は極めて乏しいが、首長層は、中世ジャワの諸王朝に共通する支配体制＝封土制に似せて独自の土地所有＝地代收取関係をその領内に展開していたようである。以下では、東北海岸領とプリアンガン領におけるブパティ支配地域の土地所有＝地代收取関係について、若干の事例を示しておこう。

(1) 東北海岸領

19世紀ジャワ経済史の基礎史料のひとつである『提要』⁷⁾の第二巻付録に、スラバヤ地方グリッセ (1813年) とプカロンガン地方 (1798年) に関する簡単な記述がある。以下これに拠って、「義務供出」期の VOC＝植民地政庁と現地人在地首長が收取する租税・地代の内容を見ておく。

スラバヤ地方グリッセでは、VOC が当地の

ている。Ricklefs, M. C., "Some Statistical Evidence on Javanese Social Economic and Demographic History in the Later Seventeenth and Eighteenth Centuries," *Modern Asian Studies*, Vol. 20, No. 1, 1986, pp. 11-12.

- 6) VOC によって強いられる物資の引き渡しを、「割当制」(Contingent) と「義務供出」に区別することもあるが、VOC はこれを制度上明確には区別していなかったようである。本来、「割当制」は、現代人支配者が VOC への政治的服従を示す貢物として各特産物を無償で提供するものをさし、「義務供出」は、両者が同意する価格で VOC へ売却する制度とされる。しかし、実際には両方とも VOC への事実上の租税としての性格が強く、時には無償の「義務供出」や有償の「割当制」もあった。したがって本文では、VOC が定めた強制供出を、有償、無償にかかわらず「義務供出制」と呼んでおく。Day, PH. D. C., *The Policy and Administration of the Dutch in Java*, London, 1904, pp. 63-64.

- 7) *Eindresumé van het bij Gouvernement Besluit dd. 10 Juni 1867 no. 2 Bevolen Onderzoek naar de Rechten van den Inlander op den Grond op Java en Madoera*, Batavia, 1876, 1880, 1896 (以下、*Eindresumé*、本文では『提要』と略記する)。

ブパティを介して收取させる租税は、金納税と米の「義務供出」、それに各種の賦役労働から成っていた。金納税の額は不明だが、米の「義務供出」では同地方の米収穫量約 7 万 5,000 アマット・パディ (amat padi) のうち約 5,400 アマット・パディ (7.2%) を政庁が收取している (1813年)。また政庁が徴発する賦役労働は、スラバヤでの公共事業、要塞建設、政庁物資・木材の運搬、幹線道路の維持、コーヒー園・塩田の維持などであるが、これには同地方 4 つの郡 (district) の賦役負担世帯 9,838 世帯のうち 7,992 世帯 (81.2%) が徴発されている。かかる賦役労働は原則として無償であるが、要塞建設やコーヒー園・塩田での労働には若干の報酬 (1 人 1 日あたり 4 ダイトの貨幣と 1 カチュの米) が与えられた。一方、ブパティ独自の收取権に基づく地代も金納税・現物税と賦役から成っていた。金納税・現物税の收取内容は不明であるが、賦役労働は主にブパティ宅の建設・修復や雑役 (馬飼育、薪供出、清掃など) で前述の 9,838 世帯のうち約 400 世帯がこれに充てられている。これらの税・賦役負担は耕地 (水田) 保有農民が負っており、耕作地を持たない独立世帯にはブパティが人頭税を課すが、土地なし世帯はかかる負担を免除される⁸⁾。

同じく東北海岸領のプカロンガン地方については、VOC が收取していた「義務供出」と賦役労働のみが判明する。まず租税として世帯 (cacah) 単位で人頭税を課し、さらに米、綿花、インディゴを各々低価格で供出させている。さらに VOC が恒常的に確保していた賦役量の内訳は、兵役に 550 人、インディゴ工場に 294 人、スマラン (東北海岸領の首都) での雑役に 286 人、VOC 業務の雑役に 173 人、要塞建設に 171 人の計 1,474 人 (当地の全世帯数は 7,499、土地保有世帯は 2,552 (1798年) であった⁹⁾)。現代人首長の地代收取については不明だが、史料から表 1 のように首長層の所有地 (職田) 規模が判

8) *Eindresumé*, Vol. 2, Bijlage NN.

9) *Ibid.*, Bijlage II.

表1 プカロンガン地方の職田 (1798年)

役 職	職 田 (ヨンク)	1人あたり職田 (ヨンク)
ブバティ	90	90
マントリ (70人)	616	8.8
宗教官 (64人)	63	1.
警備担当官 (4人)	14	3.5
水利担当官 (39人)	117	3.
村 長 (75人)	112	1.5
土地保有農民 (2,552人)	(2,122)	(0.8)

(出典) *Eindresume*, Vol. 2, Bijlage II, p. 142.

(注) 土地保有農民については、土地保有規模を示す。

表2 デマック地方の職田 (1812年)

役 職	職 田 (ジュン)	1人あたり職田 (ジュン)
ブバティ	476	476
クリウォン 〔「義務供出」担当, 2人〕	46	23
マントリ(上 級, 6人)	145	24.2
マントリ(下 級, 12人)	246	20.5
マントリ(警備担当, 14人)	178	12.7
ドゥマン(上 級, 4人)	48	12
クバヤン(伝令係, 2人)	29	14.5
その他, 下級官吏(人数不明)	716	n. a
村 長 (292人)	306	1.05
土地保有農民	(1,330)	(0.25)

(出典) Djoko Suryo, *op. cit.*, p. 79 より作成。

る。首長層が耕地の32%を所有しているのに対して、税・賦役を負担する土地保有農民の平均保有規模は0.8ヨンク (3.2バウ=2.3ヘクタール)である。また表2は、ジョコ・スルヨ(Djoko Suryo)の学位論文が明らかにしているスマラン地方デマックの首長層の職田規模であるが、ここでは首長層の所有地が62.2%を占め、土地保有農民(Sikep)の平均保有規模は0.25ジュン (1バウ=0.71ヘクタール)に過ぎない。

(2) プリアンガン領

プリアンガンは早期にオランダの直轄領となり(1677年)、大規模なコーヒーの「義務供出」が課せられた地方であるが、VOCはコーヒー栽培の組織化をほぼ全面的に現地人在地首長に

表3 プリアンガン領バンドン県行政官・貴族の賦役收取 (1812年)

行政官・貴族	賦役負担 農民数	1人あたり賦 役負担農民数
ブバティ	234人	234人
パティ	35	35
パティ代理 (2人)	42	21
ンガベイ (14人)	144	10
ブリヤイ (39人)	234	6
ラデ (24人)	82	3.4
サンタナ (24人)	24	1
司法官 (6人)	6	1
伝令官 (2人)	6	3
宗教長官 (1人)	6	6
宗教官 (39人)	12	0.3
警 備 (70人)	70	1
郡 長 (18人)	659	37

(出典) F. de Haan, *Priangan, op. cit.*, Vol. 2, pp. 687-689 より作成。

任せたために、直轄領下でも在地首長の強力な権限が維持された。19世紀に入っても、植民地当局はコーヒーからあがる莫大な収益ゆえに、他の地方で実施した支配機構の再編成も当地だけは例外として適用せず、19世紀中葉に至るまで旧来の在地支配が存続していた。以下では、プリアンガン史の基本文献であるドゥ・ハーン(F. de Haan)の著書¹⁰⁾に拠って、バンドン地方を事例に在地首長の地代收取関係を見てみる。

まず在地の頂点に立つブバティの收取権に即して言えば、第一に、自己所有地=職田(マタ

10) Haan, F. de., *Priangan, De Preanger-Regentschappen onder het Nederlandsch Bestuur tot 1811*, Batavia, 1910, Vol. 2, Bijlage L. pp. 689-703. プリアンガン地方の「義務供出」は、かつてはコーヒーの外に綿糸、インディゴなども課せられたが、19世紀初頭の段階ではコーヒーのみとなっている。プリアンガン制度については、田中則雄「オランダ東インド会社に於ける義務供出制度について」『南方史研究』第2号、1960年、大橋厚子「ジャワ島西部におけるコーヒー義務供出制度の変質」『アジア・アフリカ言語文化研究』第34号、1987年、同「プリアンゲル制下のコーヒー生産」『南方文化』第14輯、1987年11月、を参照。

ラム王国支配期の封土に当たる、原則として優等水田、職田所有者にはかつての封土所有者の呼称ジュラガン—Juragan—がそのまま使われている)の耕作に徴発する賦役労働である。表3にバンドンの首長層が収取する賦役負担者の一覧を示したが、ブパティは234人の賦役労働を職田耕作(tukang sawah)に充てている。職田規模は不明であるが、ブパティの職田経営は、収穫労賃を除いてブパティが収穫の3分の2を取得し、残りの3分の1を耕作者に与する有償賦役によって行われている。ブパティ収取権の第二は、土地を保有する一般農民から収穫の10分の1を徴収する現物税(チュク—Cuke—と言う)で、ブパティは徴収したこの現物税の3分の1をさらに下級首長に分配する。第三は、イスラム宗教税(ジャカット—jakat—とピトラ—pitrah—断食明けの供物)で、現物=米の徴収には宗教官(Panghulu)が責任を負うが、ブパティもその3分の1を取得する。この外にブパティが得る収入は、コーヒーの「義務供出」に対してVOCが首長に支払う歩合で、バンドンのブパティはコーヒー1ピクル(約62kg)あたり1レイクスダール(rijksdaal)の歩合で年間に約2万レイクスダールを得ていたと言う(1812年)。

当該地方のブパティはVOCへの「義務供出」と年に一度のバタビア政庁への表敬訪問を義務づけられてはいたが、その領内に対しては賦役を含む地代収取権のみならず、司法権や警察権をも合わせ持ち、独自の経済外強制に基づく在地領主としての性格を強くしていたと思われる。各地の有力ブパティ一族は、事実上の世襲によってブパティ職を継承し、さらに領内行政の最高責任者であるパティ(Patih)や郡長に当たるチュタック(Cutak)などの下位首長も一族から輩出している¹¹⁾。

また、ブパティ一族は、ムヌンパン(Menumpang)と呼ばれる土地を持たない隷属民(主に他の領地から逃亡・移住して来た農民)を多数

抱え、彼らを水田開発などに使役して所有地を拡大していた。ムヌンパンはその外にブパティ宅での雑役にも服するが、中には開墾地での分益小作農としてブパティ所有地での耕作権を認められた者もある。本来、首長層が徴発する賦役の負担者は土地保有農民(当地ではブミ—Bumi—と言う)であったが、植民地当局が要求するコーヒー栽培に多数のブミが動員されると、ブパティらは多くのムヌンパンを抱えることで労働力不足を補った。オランダがブリアンガン地方の支配機構の再編に本格的に乗り出した1871年時点で、ムヌンパンは全住民のおよそ7分の1を占めていたと言う¹²⁾。

以上、僅かな事例であるが、19世紀初頭までのオランダと在地首長の租税・地代の収取内容の一端を示した。これらの事例からも判るように、少なくとも19世紀初頭までのオランダ直轄領では、オランダは租税(「義務供出」と賦役の収取をブパティを介して要求したが、各ブパティの在地における支配権=地代収取権に画一的な規制は行っていない。否、むしろVOCは現地人首長の在地における諸権益には全く関心がなかった、あるいは手がつけられなかったというのが正確かもしれない。史料的制約から、オランダと現地人首長層の権力関係(上級所有権をめぐる共生と対立の諸側面)およびその地方別差異については詳細に検討できないが、上述のように在地首長層は、VOCの要求に忠実であるかぎり、その職田所有や賦役収取に独自の権限を有していたものと思われる。

2. 「自由主義政策」への転換

VOCは「国家の中の国家」と言われる程、

12) *Ibid.*, pp. 361-365. ムヌンパン農民は、やがてブミの副次的労働力・農業労働者としての性格も強まり、住民身分序列の最下層に位置する隷属民を構成することになる。ブミ世帯はムヌンパンを抱えることで大家族構成をとり、VOCの拡大する賦役要求に対応したのである。19世紀ジャワの隷属民については、前掲拙稿「オランダ植民地支配とジャワ農村の労働力編成」参照。

11) *Ibid.*, Vol. 1, Overzicht, p. 342, 359.

植民地において強力な権限を与えられていたが、それゆえに本国植民省のコントロールの及ばない存在でもあり、それが会社職員の腐敗・汚職を蔓延させる要因ともなった。膨大な負債を抱えたまま崩壊したVOCの後を受け継いで、植民地行政の改革を企図したのが総督ダーンデルス(H. W. Daendels, 1808-1811年)であった。

ダーンデルスの政策的意図は、バタビアへの権力集中と現地人首長層への行政的・財政的支配の強化であった。つまり、旧ブパティ支配地域を県行政(Regency—東北海岸領は30の県)に再編成するとともに、ブパティの世襲制を認めず、その職権による土地所有＝地代収取・賦役徴発を厳しく規制し、漸次これを植民地当局による貨幣報酬に切り替えて、在地首長を植民地行政官に組み込むことであった。

ダーンデルスの短い統治期間にかかる行政改革案はほとんど実行できなかったが、在地首長に対する政策は次のラッフルズ(T. S. Raffles, イギリス統治期, 1811～1816年)によって継承される。ラッフルズは、植民地政庁と現地人を直接結び付ける下級ヨーロッパ人行政官の導入とその地位強化によって現地人首長層の権限縮小をめざした。政庁直轄地域を17の理事州(Residency), 46の県(Regency)に分割して画一的な行政機構化をねらい、ヨーロッパ人行政官に州知事(Resident)―副知事(Assistant Resident; 県レベル)―監督官(Controleur, 郡レベル)を配して現地人行政官への指揮・監督を強化し、さらに県長の下に配置すべき現地人行政官を規定し、郡レベルではそれまで様々な名称で存在した首長層(ウダナ, ドゥマン, マントリ・アグンなど)を郡長＝ウダナに統一した¹³⁾。かかる行政再編と並行して企図されたのが、地租制度の導入であった。周知のよう

にラッフルズの地租改正のねらいは、在来の複雑な租税・地代体系を地租に統合し、農民による農産物の自由な処分によって商品＝輸出生産を刺激することにあった。

オランダ権力回復後も、当初はラッフルズの改革路線を継承し、現地人首長層の土地所有を禁止する決定を下すが¹⁴⁾、ジャワ戦争(1825～1830年)が勃発するや、在地首長に対する対応は大きく変化する。つまり、反乱軍の攻勢に対して各地方の首長層を軍事的同盟者として確保する必要から、ブパティら首長層の現地人に対する伝統的権威を保護する政策への転換である。この変更は、強制栽培制度の導入で有名なファン・デン・ボス(J. van den Bosch)によって具体的に展開されることになる。そこで次に節を改めて、強制栽培期における在地首長層について検討してみよう。

III. 強制栽培期の上級在地首長

1. ファン・デン・ボスの首長対策

1830年から始まる強制栽培制度の導入の要因は、何よりもオランダ本国の事情によっていた。引き続き財政逼迫とベルギー分離独立によって、産業革命の財源の相当部分を植民地経営で賄う必要から、強制栽培で早期に、しかも効率的に収益をあげることが至上命令であった。そのためには、次のような事情から、首長層に対する一定の政策的変更が不可避となった。第一には、ジャワ戦争で多数の貴族＝首長層が植民地政庁から離反し、反乱軍を援助して支配下住民を動員・合流させたこと¹⁵⁾、第二に、それ

14) van Deventer, S., *Bijdragen tot de Kennis van het Landelijk Stelsel op Java*, Zalt-Bommel, 1865, Vol. 1, p. 413. 復帰したオランダ植民地政庁は、1819年1月5日の決定で現地人首長層による土地所有や私的な工場経営・商業活動などの禁止を規定している。ただし、かかる規定がどの程度効力を発揮したのか、明らかではない。

15) ジャワ戦争(ディボネゴロの反乱)の歴史的経緯およびその社会経済史的背景については、ケアリ

13) Sutherland, H. A., *Pangreh Pradja, Java's Indigenous Administrative Corps and its Role in the Last Decades of Dutch Colonial Rule*, Ph. D. Dissertation, Yale University, 1973, pp. 52-53, pp. 57-61.

までの経験から地租の徴収や植民地当局が徴発する賦役労働には、なお在地首長層の協力が不可欠であったことである。大量の賦役調達によってのみ実現可能な強制栽培制度にとって、「自由主義」的な在地首長対策は維持しえず、その再検討を迫られることになった。

1831年1月4日付の総督ファン・デン・ボスの覚書は、彼の政策理念を端的に示したものであるが、以下在地首長対策に関する部分を要約的に引用しておこう。

「ジャワの安寧の確保には、適切な手段が講じられねばならない。(中略) この島の領有は確立した貴族制に基づいていたのであり、彼ら貴族の影響力によって何百万の住民は我々に従う。我々は、この貴族制を我々と密接に結び付けるだけでなく、我々の利益に合致するように措置を講じるべきである。

(中略) 上位者の抑圧に対する一般住民の保護という称賛すべき観点は、確かに以前の統治原則の基礎にあった。しかし、この観点は上述の基準に立っておらず、むしろその欠陥が明らかとなった。(中略)

ジャワ人は、首長に対する必要な服従についてよく理解している。彼らは、首長に対して喜んでサービスをする。人々を慣習法(adat)から解放することは、社会秩序を乱し破壊へと導く。と同時に我々にとっても不利益である。(中略) 我々は、首長層の権威を高めることによって影響力を広げねばならない。」¹⁶⁾

ファン・デン・ボスは、首長層の権限を大幅に縮小しようとした「自由主義」政策には欠陥があったとして、首長層の権威の回復によって

強制栽培制度の効率的、円滑な実施を主張したのである。しかし、この首長層の権威回復も植民地当局の「利益に合致するような措置」であるべきことを明記しており、あくまで植民地支配にとって有用な首長層の登用であり、その限りでの権威の存続だったのである。ファン・デン・ボスは、上記の覚書引用箇所続けて、ブパティの収入の半分を貨幣で支給し、残り半分は地租免除の俸給田の賜与によって代えるべきことを提案しており、これがそのまま1832年1月の政庁決定となっている¹⁷⁾(後述)。

2. 上級首長職の任用

オランダは、自らの支配政策に協力的な在地の有力者をブパティ(植民地行政では県長で現地人では最高位)などの首長職に就けたため、19世紀には各地方にブパティを輩出するような有力一族が形成されていた。ブパティ職に関しては、サザーランド(H. A. Sutherland)の貴重な研究があるので、これを参照して各地方の有力一族(但しその一部)の一覧を表4に作ってみた。

地方別のおおざっぱな特徴を言えば、東北海岸地方やブリアンガン地方では、長期にわたるオランダの支配＝「義務供出制」の下で、VOCに取り入った有力ブパティ家が既に形成されており、その確立した地位は19世紀になっても基本的には維持された。これら有力一族は、婚姻関係を通じて相互に結び付き、本拠地以外のブパティ職を輩出するものもある。例えば、ジャバラに本拠を置くチトロソモ家(Tjitrosomo)は、ジャバラだけではなく、トゥバン、クドゥス、パティ、パタン、レンバン、ラモンガンなどのブパティ職も一族の中から輩出している¹⁸⁾。

一方、1830年にオランダ直轄領となった旧マタラム内領・外領地域(クジャウエン地方＝バ

の研究が注目に値する。Carey, P. B. R., *Panggeran Dipanagara and the Making of the Java War*, Ph. D. Dissertation, Oxford University, 1975. do., "Waiting for the 'Just King': The Agrarian World of South-Central Java from Giyanti (1755) to the Java War (1825-30)", *Modern Asian Studies*, Vol. 20, No. 1, 1986.

16) van Deventer, op. cit., Vol. 2, pp. 199-201.

17) *Ibid.*, Vol. 2, p. 447.

18) Sutherland, H. A., "Note on Java's Regent Families", Part I, II, *Indonesia*, No. 16-17, 1973-74, Part I, p. 138.

表4 主 な 有 力 プ バ テ ィ 家 一 覧

プ バ テ ィ 家	本 拠 地	一 族 の 主 な プ バ テ ィ 職
<u>ブリアンガン地方</u>		
Parakan Muncang 家	Sumedang	Sumedang (1791~1937, 5代), Garut (1813~1853, 2代, 1871~1913)
Wiradedaha 家	Tasikmalaya	Tasikmalaya (1814~1948, 9代)
<u>東北海岸地方</u>		
Bustaman 家	Semarang	Semarang (1841年まで歴代21人中13人), Lasem, Batang, Grobogan など計17人。
Pringgodigdan 家	Tuban	Tuban (1879~1927, 5代)
Tjitrosomo 家	Japara	Japara, Kudus, Pati, Batang, Rembang, Lamongan.
Tjondronegoro 家	Semarang, Demak, Kudus	Semarang, Demak, Kudus.
Kramadjajan 家	Lamongan	Lamongan (1863~1943, 5代), Surabaya, Mojokerto.
Tjokronegoro 家	Blora	Blora (1937年まで7代), Surabaya.
Nitiadinigrat 家	Pasuruan	Pasuruan (1751~1887, 4代), Malang (1820~1898, 3代), Bangil, Probolinggo, Bondowoso, Banyuwangi, Surabaya.
<u>クジャウエン地方</u>		
(旧内領・外領)		
Arung Binang 家	Kebumen	Kebumen (1943年まで8代)
Tjokronegoro 家	Purworejo	Purworejo (1830~1920, 4代), Temanggung.
Tjakrawedana 家	Banyumas	Banyumas, Cilacap (1856~, 5代), Purwokerto.
Kertonegoro 家	Magetan	Magetan (1837~1945, 7代)
Pringgodigdo 家	Nganjuk	Nganjuk (1852~1936, 4代)

(出典) Sutherland, H. A., "Note on Java's Regent Families", *op. cit.*, より作成。

グレン, パニユマス, マディウン, クディリ, パチタン) では, マタラム時代のプバティ支配地域を統合整理し, 旧体制の首長層からジャワ戦争およびその後の行政再編に協力的な首長層を選別・任用した。ここではプバティをかつての下級首長から抜擢した例も多かったようである¹⁹⁾。植民地下でのプバティ制は日が浅いため, 東北海岸地方のように, いくつもの県にわたってプバティ職を出すような一族は成長していない。

また, プバティのみならず, 県・郡行政の要職に就く者はやはり当地の有力家族の出身者が多い。その一例として, 表5にスマラン州クンダル県の首長層および同県ボジャ郡役人の官職

と称号を掲げておく (1858年4月21日現在, ハーグ一般王立文書館 — Algemeen Rijksarchief — が所蔵する首長層に関する未公刊史料の一部)。県の上級職に就いている者は, そのほとんどが上位の貴族出身であることを示すラデン (Raden) の称号を持つ²⁰⁾。下級官吏は,

20) マタラム時代の支配者層の身分序列を表す称号は, 大別して出生=家柄を示すものと上級官職に就くことによって与えられるものとがあり, それが相互に結び付いて複雑な序列関係を形づくっていた。その序列は, 言うまでもなく王および王族を頂点に形成され, 称号で表現される各自の社会的身分=地位は王への距離を示すものであった。出生=家柄を示す称号には, パングラン (主に王家の皇太子), ラデン, マスなどがあり, 上級官僚にはアディパティ, アリオ, トゥムングン, シガベイ, ランガなどの官職称号が与えられた。植民地期のプバティには, アディパティまたはトゥムングンの称号が与えられるが, 同じプバティ

19) Carey, P. B. R., *Pangerang Dipanagara*……, *op. cit.*, p. 247.

表5-1 スマラン州クンダル県行政官の役職と称号 (1858年)

役 職	称 号	父 親 の 役 職	父 親 の 称 号	祖 父 の 役 職	祖 父 の 称 号
1. ブ パ テ イ	ラデン・ トゥムングン	副 徴 税 官	ラデン・ ンガベイ	ブ パ テ イ (ジャバラ県)	ラデン・ トゥムングン
2. パ テ イ	ラデン・ ンガベイ	パ テ イ	ラデン・ ンガベイ	パ テ イ (スマラン県)	キヤイ・ ンガベイ
3. 副 徴 税 官	ラデン・ ンガベイ	ブ パ テ イ (デマック県)	ラデン・ トゥムングン	ブ パ テ イ (カリウォング県)	ラデン・ トゥムングン
4. 副徴税官書記	ラデン・ ンガベイ	ド ッ マ ン	ラデン	パ テ イ (デマック県)	ラデン
5. 地方参議会役人	マス	郡 (カリウォング郡)	マス	ブ パ テ イ (バラン県)	マス
6. 宗 教 長 官	ハジ	—	キヤイ	n. a	n. a
7. クリウオン	ラデン	ド ッ マ ン	ラデン	n. a	パンゲラン
8. クリウオン	ラデン	副 徴 税 官 (デマック県)	マス・ンガベイ	副 徴 税 官 (デマック県)	マス・ンガベイ
9. マ ン ト リ	マス	—	マス	ク リ ウ ォ ン	マス
10. マ ン ト リ	マス	マ ン ト リ (ボジャ郡)	マス	ブ パ テ イ (バラン県)	マス・ トゥムングン
11. 書 記	マス	副 徴 税 官 (アンボル県)	マス・ンガベイ	郡 長	マス
12. 書 記	マス	マ ン ト リ	マス	書 記	マス

(出典) D. van Hogendort Collection, No. 209, 21 April 1858, Algemeen Rijksarchief, The Hague, より作成。

表5-2 スマラン州クンダル県ボジャ郡行政官の役職と称号 (1858年)

役 職	称 号	父 親 の 役 職	父 親 の 称 号	祖 父 の 役 職	祖 父 の 称 号
1. 郡 長	マス	マントリ (ブルウォダディ郡)	マス	パ テ イ (ウォノソボ県)	ラデン・ ンガベイ
2. 副 郡 長	ラデン	郡 長 (他郡)	ラデン・ ンガベイ	n. a	ラデン・ ンガベイ
3. マントリ(警 備)	ラデン	n. a	ラデン	n. a	ラデン
4. マントリ(コ－ヒー園)	マス	マントリ (他郡)	マス	n. a	n. a
5. マントリ(コ－ヒー倉庫)	マス	—	マス	郡 長(他郡)	n. a
6. マントリ(コ－ヒー園)	マス	ドゥマン	マス	ドゥマン	マス・ンガベイ
7. マントリ(コ－ヒー園)	マス	副 郡 長 (他郡)	マス・ ンガベイ	ブパティ (クンダル県)	ラデン・ トゥムングン
8. ?	マス	マントリ (甘蔗)	キヤイ	n. a	n. a
9. マントリ(塩 田)	マス	村 長	キヤイ	—	—
10. 書 記	マス	マントリ (他郡)	マス	n. a	n. a

(出典) 表5-1に同じ。

その身分序列がラデンより劣るが、一般住民とは区別され、やはり旧貴族の出身であることを示すマス (Mas) の称号を持つ。また、各現職官僚の2世代前まで遡ってその役職や称号を見ても、必ずしも同じ官職を継承しなくても、ラデンやマス (宗教官の場合はハジ、キャイ) の称号を持つ地方有力者の家系から県・郡行政の要職が占められていたことは明らかである。

それでは、在地で実権をにぎる有力家族から輩出された首長層は、植民地支配の当該段階でどのような諸権限を付与されていたのであろうか、つぎにかれらの土地所有＝地代収取関係の実相を見てみる。

3. 上級首長の土地所有

1830年12月18日植民地政庁は、同年接收した旧マタラム王侯領 (バグレン、パニユマス、マディウン、クディリ、パチタン) のブパティ・首長層の一部に土地 (役職に伴う俸給田＝職田) の所有を承認した。さらに、前述の1831年1月14日付ファン・デン・ボスの覚書を受けて、1832年1月12日にブパティの土地所有＝職田に関する決定を下している。要点は次の如くである。

- (1) ブパティの俸給は、ブパティが望むならば貨幣で半額、残りを土地所有でみとめる。
- (2) ブパティは、自己の土地を米作耕地として地租 (相応の税) を徴収してよい。

でも称号によって次のような序列化の原則がある。すなわち、ブパティ職に就くとき、家柄を示す称号がラデンかマスの場合はラデン・トゥムングンの称号を、パンゲランの場合はラデン・アリオ・トゥムングンの称号を与え、長年ブパティ職を勤めた者や特別の功績ありと認められた者にはアリオ、アディパティの称号を与える。このように同じブパティでも、在職年数や業績によってより上位の地位を示す称号を付け加えている。Sutherland, H. A., *Pangreh Pradja*..., *op. cit.*, Appendix I, pp. 538-541. van Deventer, S., *Bijdragen*..., *op. cit.*, p. 64.

(3) 村長と協議の上で、ブパティへの税を賦役や他の収穫物で代納してもよい。

(4) ブパティの死亡又は退職後、その土地は後継者が引き継ぐ²¹⁾。

この規定に基づいて、具体的な所有地経営の細目が州レベルで決定された。また、この規定はブパティのみに適応され、下位首長の土地所有の具体的規定も州レベルで行われた。

表6は、ハーグ一般王立文書館が所蔵する現地人首長に関する未公刊史料²²⁾およびファン・デベンテルの史料集から、その所有地規模と収取内容が判明する21名のブパティを集約したものである。この外にも、マディウン、スマラン、プカロンガン、クドゥなどの諸州のブパティに対しても、植民地当局は土地＝職田所有を認めていたようであるが、その実態は不明である。また、ブリアンガン地方には上記の規定が適用されなかったため、当該地方では首長層による旧来の職田所有が存続した。なお、史料によれば、土地所有による収益を不利として、上記規定(1)に従って報酬の全額を貨幣で受け取ることを希望するブパティもいたが (バンタム、スラバヤ、パスルアンなどの諸州のブパティ)、後述のように非公式の土地 (隠し田) を所有する首長もいたものと考えられ、たとえ職田を所持しない場合にも、支配下住民をブパティ宅での雑役 (賦役労働の一形態) に徴発する権限などは保持していたようである。

次に、現地人首長に関する未公刊史料から、職田経営＝収取関係がやや詳しく判るチレボン、パニユマス、トゥガルの事例を見ておこう。

(1) チレボン

チレボンでは、1848年の知事規定に基づいて、各首長の職田 (水田) 所有規模とその所有地に関する台帳が作成され、これが1849年10月18日付の知事文書としてバタビアの栽培監督長

21) van Deventer, S., *Bijdragen*..., *op. cit.*, Vol. 2, p. 448.

22) Landbezit der Hoofden, Ministerie van Kolonien, Verbalen, 24 October 1865, Algemeen Rijksarchief, The Hague.

表6 プバティの職田および収入一覧 (19世紀中葉)

県	職 田 (バウ)			職 田 の 推 定 年 間 収 益 (フローリン)	年間貨幣報給 (フローリン)
	水 田	そ の 他 (畑地, 荒地)	合 計		
パニユマス州					
パ ニ ュ マ ス	441.5	192	633.5	3,327	12,000
プ ウ オ ク ル タ	52	1	53	637	9,600
プ ル ボ リ ン ゴ	44	—	44	373	9,600
バンジャルスガラ	351	—	351	2,157	9,600
バグレン州					
ブルウォルジョ	446	90	536	6,500	7,800
タ ト ア ル ジ ョ	449	30	479	6,100	6,000
ク ブ メ ン	604	—	604	7,553	6,000
カランガンジャル	505	—	505	6,280	7,800
ウ オ ノ ソ ボ	58	—	58	800	7,800
ジャバラ州					
パ テ イ	1,366.5	—	1,366.5	6,455	9,600
ク ド ウ ス	380	380	760	6,760	9,600
ジ ャ バ ラ	1,367	155	1,522	20,568	9,600
ジ ョ ア ナ	937	10	947	4,200	4,200
トゥガル州					
ト ウ ガ ル	600	11,730	12,390	n. a	12,000
パ マ ラ ン	336.5	5,230	5,566.5	2,235	9,600
ブ レ ベ ス	5,411	1,069	6,480	26,469	9,600
レンバン州					
レ ン バ ン	1,506	—	1,506	12,000	9,600
ト ウ バ ン	1,818.5	—	1,818.5	12,000	8,400
ボ ジ ョ ス ゴ ロ	1,238	—	1,238	14,880	8,400
ブ ロ ラ	729	—	729	7,000	7,200
スマラン州					
デ マ ッ ク	1,189	—	1,189	4,800	4,800

(出典) Landbezit der Hoofden, *op. cit.*, および van Deventer, S., Bijdragen...,
op. cit., Vol. 2, p. 465 より作成。

表7 チレボン州、職田を所有する上級
(県・郡) 行政官 (1849年)

県	行政官人数	職田合計(バウ)
チ レ ボ ン	157	1,628
マジャレンカ	66	681
クニンガン	60	468
ガ ル ー	57	917
合 計	340	3,694

(出典) Landbezit der Hoofden, De Resident
van Cirebon aan den Directeur der
Kultures, *op. cit.*, より作成。

表8 チレボン州、県長・郡長の職田一覧(1849年)

県	県長職田 (バウ)	郡数	郡長職田(バウ)
チ レ ボ ン	300	8	30(7人), 26(1人)
マジャレンカ	150	6	40(1人), 30(5人)
クニンガン	75	4	30(1人), 20(3人)
ガ ル ー	100	4	30(1人), 25(2人) 21(1人)

(出典) 表7に同じ。

表9 チレボン県現地人行政官の職田 (1849年)

役 職	職 田 (水田, バウ)
県 長 (Bupati)	300
司 法 長 官 (Hoofdjaksa)	26
徴税補佐官 (Onder-collecteur)	22
宗 教 長 官 (Hoofdpanghulu)	12
司 法 官 (Jaksa, 2人)	2~12
宗 教 官 (Panghulu, 4人)	4
クリウォン (Kliwon)	8
マントリ (甘蔗担当, 9人)	5~8
マントリ (インディゴ担当, 7人)	4
マントリ (コーヒー担当, 3人)	4~12
マントリ (水利担当, 7人)	4~5
マントリ (疫病担当, 5人)	4~6
マントリ (駅馬担当, 6人)	6
そ の 他 (上級官吏の書記, イン ディゴ工場書記, 砂糖 輸送書記, 政庁倉庫守 衛など)	2~4

(出典) 表7に同じ。

官 (Directeur der Kultuur) に報告されている。その文書によれば、チレボン州内では同時期の可耕水田約14万バウのうち3,700バウ (約2,600ヘクタール) が現地人首長層340人に譲渡されている。表7に職田を所有する上級 (県・郡) 行政官の人数と総所有規模を、表8に県長・郡長の職田一覧を、また表9にはチレボン県行政官の職田規模を示した。当該地方の農民の平均的土地保有規模が1~2バウ程度 (0.7~1.4ヘクタール) であったから、ブパティら上級首長の所有規模が如何に大規模であったかは多言を要すまい。また、この三つの表で示した以外にも、郡行政では、郡長の外に郡書記、宗教官などの郡役人が2~4バウ程度の職田を所持している。さらに、これら現役官吏以外にも、旧チレボン王家の二人のスルタンには150バウと210バウの恩給田が、また既に退職した上級首長にも小規模ではあるが恩給田が与えられている (ランガ=8バウ, パティ=4バウ, 郡長=4バウ, 徴税官補佐=4バウなど)。

次に職田での地代収取関係を見てみると、上級首長の職田がある村落では、当該村落住民が

次のような条件で首長の職田を耕作している。すなわち、職田の所有者 (首長) が種子や地租、それにスドッカ (収穫後の感謝祭・共食の慣行) の費用を負担し、収穫米は収穫労賃を差し引いて職田所有者と耕作者で折半するというものである。平均すると1バウの水田では、収穫労賃を除いて25ピクル (パディ, 約1,544キログラムの粳) を得るので、各々の取り分は12.5ピクルとなる。職田所有者の収入は、これから耕作費 (1.3フローリン), 地租 (6フローリン), スドッカ (3フローリン) を差し引いて、純益はバウ当たりで4.7ピクル (5.45フローリン) となる²³⁾。

(2) トッガル

トッガル州では、1833年10月3日の決定でトッガル県、パマラン県、ブレベス県のブパティに職田が付与された。同地方の譲渡地は、大半が未耕地で水田の比率は高くない。以下、史料から判明するブパティの職田規模=収取関係を見ておく。

トッガル県のブパティは、19か村 (人口986人, 世帯数約200) にわたって1万1,520バウ (約8,000ヘクタール) の土地を所持している。そのうち水田は660バウで、バウ当たりの平均収量は30ピクル (パディ) なので、合計では1万9,800ピクル, その4分の1にあたる約5,000ピクルをブパティが収取し、残りが耕作者の取り分となる (耕作費などの分担は不明)。また、畑作地210バウについても、収穫はブパティ4分の1, 耕作者4分の3の比率で分配するが、耕作者はこれを貨幣で上納することになっている。パマラン県やブレベス県では、ブパティの収取分は現物ではなく、地租相当分を金納させている (パマラン県ではバウ当たり6.1フローリン, ブレベス県は6フローリン)。

史料によれば、トッガル, パマランの両県では、ブパティは収穫物 (または代金納) 以外に賦役労働を徴発しないが、ブレベスではブパティ

23) *Ibid.*, De Resident van Cirebon aan den Directeur der Kultures, 18 October 1849.

ィ所有地の住民が毎日30人づつ交替でブパティ宅での馬飼育や物資運搬などの雑役に徴発されている²⁴⁾。

(3) パニユマス

同州は、1830年にオランダ直轄領に編入され、旧マタラム王国の外領に位置していた。オランダは同州接收後、4つの県に再編成し、各ブパティに水田耕地のある村落を譲渡している。また、ここでは旧マタラム時代の封土制のようにブパティが多数の従者を抱え、その所有地を下賜している。例えば、パニユマス県のブパティは、その所有地633.5バウのうち、60バウを自己直営地としているが、その他は次のような従者に職田を与えている。

執事長、調理人、養育係、祭司、ワヤン（影絵）使い、召使、馬具職人、金工職人、鍛冶、庭師、牧者、馬飼育、草刈り、既係
収穫は、ブパティ直営地では耕作費をブパティが負担し、収穫労賃とジャカット（宗教税）を差し引いた後、ブパティと耕作者で折半する。また、ブパティが下賜した土地についても、所有者と耕作者の間で純収益を折半するのが原則である。

さらに、同地方では、植民地政庁が認めたブパティ収取権の外に、各ブパティは家事労働、薪やヤシの供出などに支配下村落の住民から賦役労働を徴発している²⁵⁾。

このようなブパティの職田所有は、一見すると「義務供出」時代の再現を思わせる。しかし、注目すべきは、当該段階の職田所有においては、その規模や収取内容に植民地当局が一定の規制を加えていることである。収取権の詳細は、地方レベル（知事の承認）で調整されたようであるが、あくまで職田での収取分が俸給の半額にあたる地租相当分となることを原則とし

ていたのである。したがって、当該段階の現地人首長層の土地所有＝地代収取権は、植民地当局（強制裁培に大規模な賦役徴発権を発動）を頂点とする土地所有関係の重層構造に組み込まれ、その収取権の行使に対して植民地当局による制約が一層強化されていたと言えよう。

4. 首長層の権益拡大とその規制

一般にブパティ職は同一の有力家系で相続されるか、又はそれと婚姻関係にある有力家系から任用されるのが原則であった。ただし、先にも指摘したように、植民地当局によるブパティの権威保護は、あくまで当局の「利害に合致」したものでなければならない。当該段階の現地人首長対策は、強制裁培制度を在地支配機構に適合的に展開させるための政策的一環に過ぎないからである。つまり在地首長層の権威＝威信の発現としての職田付与であり、強制裁培制度の進展を刺激するための栽培歩合支給であり、植民地政策を侵害しない限りでの地代収取＝賦役徴発権の容認だったのである。

ところが、首長層への規制が一端緩和されると、首長層が様々な手段を講じてその権限の拡大を計ろうとしたことも事実である。我々は、首長層を単に植民地支配下の下位の同盟者と見るだけでなく、植民地当局と首長層との対抗＝矛盾の側面にも注意する必要がある。そこで次に、エルソンやジョコのスマラン地方史研究に拠って、一旦任用されたブパティがその権限を拡大し、植民地政庁との矛盾を深めていった端的な事例を見てみよう。

スマラン州デマック県のブパティは、1834年に貨幣俸給4,800フローリンに加え、1,189バウ（約844ヘクタール）の職田（水田）所有を認められた²⁶⁾（1812年時点に比して716バウ縮小している、前掲表2参照）。また、1846年には、州知事がそれまで「非合法」としていたブパティ以外の上級官吏にも職田所有を認め、1850年時点でデマック県で474ヘクタール、グロボガ

24) *Ibid.*, De Resident van Tagal aan den Gouverneur, 7 October 1857.

25) *Ibid.*, De Resident van Banyumas aan de Gouverneur Generaal, 1 September 1857.

26) Djoko Suryo, *op. cit.*, p. 90.

ン県で291ヘクタールが上級官吏55人の職田となっている²⁷⁾。

エルソンやジョコの研究によると、ブパティら上級首長は、「非合法」とされた米取引に関与した上、土地の横領や開墾などによって、植民地当局が認めた以上にその所有地を拡大していたと言う。例えば、スマラン県のパティ(Patih, 県行政の最高責任者)は、州知事の承認した2か村35ヘクタールの職田に加えて、その後22か村にわたって所有地を拡大していた²⁸⁾。デマック県のブパティは、自己の職田から収取した600トンにも及ぶ米を高値がつく端境期に売却して、少なく見積もっても毎年2万5,000フローリンの収入を得ていたと言う。

スマラン地方は、1848/49年に大規模な飢饉が勃発した地方であり²⁹⁾、1850年代前半には5人のブパティのうちサラティガ県を除いて4人のブパティが解雇された。この地方の事例は、植民地当局の許容の範囲を越えて首長層が独自

の権益を拡大しようとしたものと言えよう。植民地当局が「非合法」とする土地集積や商業活動は、史料的制約からその実態をつかむことは困難だが、公文書に現れない首長層の諸権益の拡大が、例えば、賦役徴発をめぐるの当局との対立、所有地の拡大に基づく強制栽培や地租徴収の遅滞など、植民地当局と首長層との対立＝矛盾を深めたであろうことは想像に難くない。

オランダによる首長層の権威の保護は、あくまで植民地政策遂行(強制栽培、地租徴収)の障害とならぬ範囲内でその権力を容認したに過ぎない。首長層がその枠を越えて支配権を強化しようとするれば、それは結局、当局にとって排除の対象となる。しかも、1850年代と言えば、植民地政庁は強制栽培制度を漸次縮小し、プランテーション体制への移行を準備しつつあった時期であり、1850年代後半に入ると、既に地方レベルで首長権限の縮小が実行に移されていた。この点について、現地人首長層に関する未公刊史料の中から、バグレンの事例で見ておこう。

バグレン州では、1858年9月8日の州知事決定で、同州内の現地人首長層の職田の没収が決定され、まずブパティより下位の首長層の職田の没収が進められた。1860年5月までに1,061バウの職田が、さらに1861年3月4日までに390バウの職田が没収され、農民の保有地として再配分された。また、史料によれば、調査時点(1861年4月)でブパティの職田についても削減の措置を講じているとのことであるが、同時期にルダック県とクタアルジョ県のブパティ職の空席が生じ、新任のブパティには職田所有を禁止したと言う。

バグレン州の上級首長層(県・郡レベル)の職田は、総計で2,396バウに達していたが、1861年段階でその約6割が没収されたことになる。没収の詳しい経緯は不明だが、表10に示したように、各官吏の役職の昇進・移動、あるいは死亡、退職、解雇などで空席となる度に、新

27) Elson R. E., "The Famine in Demak and Grobogan in 1849-50: Its Causes and Circumstances", *Review of Indonesian and Malaysian Affairs*, Vol. 19, No. 1, 1985, p. 70.

28) *Ibid.*, p. 46.

29) ジョコ・スルヨやエルソンの研究によれば、1849-50年にスマラン地方を襲った飢饉は、単に強制栽培制度に伴う賦役の重圧だけではなく、在地首長層の土地独占と彼らの賦役＝地代収取権の拡大がむしろ主要因であったとされている。首長層の大規模な土地所有(地租免除などの特権を行使)によって地租負担が農民層(とりわけ下層民)に転嫁されたこと、首長層による優等水田の独占で下層農民は生産性の低い劣等水田しか保有しえなかったこと、さらに桑、タバコの強制栽培とスマラン、アンバラワでの要塞建設賦役、これに1848-49年の洪水、旱魃、伝染病が重なって大飢饉となった。死者の数は、ジョコ・スルヨが『植民地報告』(*Koloniaal Verslag*)に依拠して約4万4000人、エルソンが独自の試算で約5万2000人としている。Djoko Suryo, *op. cit.*, p. 92, Elson, R. E., *op. cit.*, p. 56.

なお、デマックのブパティが追放された後、隣接するクドゥスのブパティがデマックのブパティに着任、それ以後デマックのブパティには職田付与は行われなかった。van Deventer, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 461-462.

表10 バグレン州首長層（ブパティを除く）の職田没収（1861年まで）

（単位：バウ）

県	昇進	移動	死亡	退職	解雇	その他	合計
ブルウォルジョ	45.5	51.5	73.5	10	—	48.5	229
クトアルジョ	58	10	—	15	—	95	178
アンバル	85	109.5	—	138	46	60.5	439
ルダック	79	108.5	8	105	8	19	327.5
クブメン	99	7	—	89	—	82.5	271.5
合計	366.5	286.5	81.5	357	54	305.5	1,451.0

（出典）Landbezit der Hoofden, *op. cit.*, De Resident van Bagelen aan den Gouverneur Generaal, 22 Maart 1861 より作成。

任者の職田所有を認めないという方法が取られたようである³⁰⁾。

このように、まず地方レベルで進展した首長層の権益に対する規制は、プランテーション体制への移行が本格化すると、次に全国レベルで法令化されるに至る³¹⁾。1867年には上級首長層の土地所有が全面的に禁止され（プリアンガン地方のみ1870年）、さらに1882年には同じく上級首長層による賦役徴発が禁止された。

IV. 強制栽培期の下級首長層

1. 農村の「非公式」首長（「中間」首長）

植民地社会成立期の段階では、植民地行政機構から排除されながらも、しかし在地支配に実体的な権能をもった首長層が数多く存在していた。彼らは、旧社会の下級首長層、又はその系譜

に連なる者で、未だ植民地の末端行政や村落行政が整備されていない段落では、植民地当局も彼らの権能に依存せざるを得なかった。こうした農村の「非公式」の首長層は、郡行政と村落の間に位置することから「中間」首長層（Tussenhoofden）と呼ばれている。1864年当時の栽培監督長官は、かかる「中間」首長について次のように報告している。

「これらの人々（「中間」首長—引用者）は村長であるが、自己の村落における権限の外に、いくつかの村落に対しても権限をもっている。つまり彼らは、その支配下の村落の諸問題について、村落と郡役人の中間に位置する。彼らは一人のクバヤン（伝令係）の外に、その支配下の村落の各々に水田を所持する。各村の人々がこれらの耕地を耕すのであり、彼らは大規模な耕地を保有することになる。」³²⁾

また、ファン・デフェラール（W. P. J. van Develaar）は、「中間」首長について次のように述べている。

「（「中間」首長層は）自らの村落の水田保有に加えて、支配下村落でも水田を所持し、パンチェン（首長が徴発する賦役労働）を収取し、各村の村長に与えられる栽培歩合の一部も得ている。（中略）彼らは現地人首長から

30) Landbezit der Hoofden, *op. cit.*, De Resident van Bagelen aan den Gouverneur Generaal, 22 Maart 1861.

31) プランテーション期に入ると、それまでオランダが事実上認めてきたブパティの世襲制も徐々に否定するようになる。例えば、本文で見たバグレン州の事例で言えば、ブルウォルジョ県の有力家族チョコロヌゴロ家は、ジャワ戦争でオランダと同盟したことでブパティ職を得、以後500カ村の賜与（地代収取権）と7代の世襲を約束されていたが、職田は2代目で没収、20世紀初頭には4代続いたブパティ職も失っている。Sutherland, H. A., "Note on Java's Regent Families", *op. cit.*, p. 5.

32) Eindresumé, *op. cit.*, Bijlage P, Historische Nota over Dessabesturen op Java, p. 194.

は他の一般の村長よりも高く処遇されている。³³⁾

さらに、ファン・デフェラールによれば、1866年にジャワ全体で、現地人行政機構に属さず村長職にも就いていない「中間」首長が983人、村長職にありながら「中間」首長として近隣の村々にも非公式の権限を行使していた村長は2,539人いたと言う³⁴⁾。ブレマン(J. Breman)によれば、彼らは、植民地社会初期に強制栽培の監督、賦役の徴発・組織化、地租徴収、村長の監督などに動員され、その代償に、職田、パンチェン、土地税などの収取権を認められていた³⁵⁾。

かかる「中間」首長層の地方別呼称の一覧を示したのが表11である。この表からまず気付く点は、旧マタラム時代の官僚ヒエラルヒーの序列で最下層に位置していたパンラウ、プナトゥス、ドゥマンなどの官職名が、中・東部を中心に散見されることである。つまり、比較的新しくオランダ直轄領となった地方では特に、植民地行政の末端機構の整備が尚不十分であり、したがって旧社会の下級官吏が依然強力な影響力をもっており、植民地当局は非公式ながらも強制栽培や賦役徴発に際して彼らに依存せざるを得なかったのであろう。例えば、1812年オランダ直轄領となったクドゥ地方では、1820年4月12日に地租の村落一括賦課が定められたが、実際には、一定数の村落からなるグランドン(Glandong)と言う地域単位で賦課しなければならなかった。このグランドンは、同地方でドゥマンあるいはプナトゥスと呼ばれる「中間」首長(おそらく旧内領時代の下級首長)の支配下にあった。クドゥの州知事は、一旦はプナト

表11 州別「中間」首長の呼称

州	「中間」首長の呼称
Banten	Lurah
Krawang	Patinggi
Priangan	Patinggi, Trupshoofden
Cirebon	Kuwu-aris
Pekalongan	Penatus
Kedu	Penatus, Demang
Banyumas	Penatus
Bagelen	Penatus, Glondong
Rembang	Petinggi-loerah
Semarang	Panglawe
Surabaya	Bahu-aris
Madiun	Palang
Pacitan	Panglawe, Demang
Kediri	Kapalang
Pasuruan	Patinggi-aris
Busuki	Patinggi-aris

(出典) *Eindresume, op. cit.*, Vol. 3, p. 194,
W. A. J. Develaar, *op. cit.*, pp. 366-367
より作成。

ゥスの権限を奪う方針を立てたものの、1833年12月9日には逆にグランドン単位での地租賦課を決定している。同じく旧内領であったバグレン(1830年にオランダ直轄領に編入)でも、地租徴収に対する8%の歩合報酬は、村長ではなくプナトゥスに与えられているし、バニュマスでは、直轄領となった1830年以後、賦役労働の監督にプナトゥスの称号をもつ「中間」首長が責任を負っていたと言う³⁶⁾。植民地化直前のマタラム王国では、領地の縮小によって封土が不足し、同一村落内に所有者の異なる封土が多数存在するといったことが常態となり、領主を異にする住民間の内紛も頻発した。村落行政が麻痺状態のままオランダ直轄領となった所では、植民地当局にとってはさしあたり、旧下級首長(行政官)の支配地域を地租・賦役の賦課単位とするのがより効率的だったのであろう。

一方、既に村落行政がある程度確立していた地方では、ファン・デン・ベルフ(L. W. van

33) Develaar, W. A. J., "Middenpersonen tusschen de Districts-Beambten en Desa-Hoofden", *Tijdschrift voor Indische Taal-, Land- en Volkenkunde*, vol. 34, p. 371.

34) *Ibid.*, p. 371.

35) Breman, J. C., "The Village on Java and the Early Colonial State", *The Journal of Peasant Studies*, Vol. 9, No. 4, 1982, pp. 202-207.

36) *Eindresume, op. cit.*, Vol. 3, p. 192-193.

den Berg) が指摘するように、「中間」首長は植民地政庁や現地行政府の命令を村長に伝える任務を負い（その任免は、非公式ゆえに明確な規定がなく、植民地当局が行う場合もあれば現地行政が行う場合もある）、その職は、長年村長職にあった者に対する報酬として与えたり、あるいは大規模で地域の中心的な村落の長に任されたりする場合が多かったようである³⁷⁾。

やがて植民地行政と村落を単位とする支配体制が整ってくると、行政のコントロールの外にある「中間」首長の存在は、オランダの徴税・賦役收取の体制にとっても桎梏となる。彼らの在地における支配権は、一般の村長にとっても脅威であった。さらに強制栽培制度とブリアンガン制度の縮小は、「中間」支配者への依存の否定を現実的なものとした。そこで植民地政庁は、1850年代に入ると「中間」首長層の権限を規制する態度を明確にする。まず州レベルで「中間」首長の職を廃止ないしは修正しようとする知事決定が、1849-50年にスマランで、1859年にはジャバラとバグレンで打ち出された。しかし、1860年代に入ってもかかる政策は一挙には進まず、1864年にバタビアの中央政庁がオランダ人地方行政官にこの問題で意見を聴取したところ、大多数が「中間」首長の存続に固執したと言う³⁸⁾。この段階でも、依然として彼らの隠然たる影響力を無視しえなかったものと思われる。結局、植民地政庁は1866年2月28日の法令(No. 24)で、全国レベルの対策として、「中間」首長の空席が生じた場合、これを補充しないという消極的決定を下したに留どまった³⁹⁾。

2. 村落支配者層

ジャワ村落の形成史については、まだほとんど解明されていないが、近年の19世紀経済史の

優れた研究成果（ブレマン、エルソン、フェルナンドなどの研究）を参照すると、ほぼ次の点は確認しうらと思われる。すなわち、植民地化以前の段階では、慢性的戦争状態、伝染病＝飢饉の頻発、在地首長による重税などから住民の移動は極めて頻繁であり、しかも上級権力者は土地支配よりも人の支配（チャチャ＝世帯の数が支配の規模を示す）をより重視していたことから、村落規制は比較的ルースであったと考えられる。ところが植民地支配下では、地租・賦役の賦課単位として村落が位置づけられたことから、共同体規制が強化され、住民の定着化が進展した。少なくとも、デサと呼ばれるジャワ村落は植民地支配の深化の中で造り上げられてきたと言っても大過ないだろう。

ところで19世紀段階の村落住民の構成をおおざっぱに区分すると、第一に、土地（水田）を保有し、それゆえに租税・賦役の賦課対象となる正規の共同体成員（中核的農民層）、第二に、自らは耕地を保有せず、上級首長や土地保有農民の家内労働力として、家事雑業の外に農耕や賦役履行をも補助する隷属民、第三に、主に農業以外の生業に就く独立地帯である（商人、職人など）。この3階層のうち村長や村役人の職に就くのは、第一の階層に属し、しかもその中で最上層の有力土地保有農民である。かれらは、旧下級貴族の末裔である場合も少なくない。村長・村役人を輩出するような有力土地保有農民が村落住民の中でどの程度の構成比となるのか、史料制約から全国レベルでは判らないが、以下ではフェルナンドの学位論文に拠ってチレボン州の事例を見ておこう。

表12に1858年当時の農村世帯の内訳を、表13には村役人の概要を示した。表12によれば、同州では水田を保有しシクップ（Sikep）と呼ばれる中核農民が43%を占め、水田を保有しない隷属民（Menumpang あるいは Wuwung）が48%、非農業世帯が9%の構成比となる。また表13から、土地保有農民＝シクップの25%が村役人となっており、彼らが村の有力者層を構成

37) van den Berg, W. C., "Het Inlandsche Gemeentewezen op Java en Madoera", *Bijdragen tot de Taal-, land-en Volkenkunde*, Vol. 52, 1901, p. 28.

38) Breman, J. C., *op. cit.*, p. 207.

39) van den Berg, W. C., *op. cit.*, p. 28.

表12 チレボン州農家世帯構成 (1858年)

県	世帯数	農家数	耕地(水田)保有農家		耕地(水田)非保有農家		非農家		
			%	%	%	%	%		
チレボン	53,720	46,884	87	23,311	43	22,573	42	6,836	13
クニンガン	24,330	23,798	98	11,830	49	11,968	49	532	2
マジャランカ	46,599	42,732	92	18,138	39	24,594	53	3,867	8
ガル	23,048	21,643	94	10,329	45	11,314	49	1,405	6
合計	147,697	135,057	91	63,608	43	70,449	48	12,640	9

(出典) Fernando, M. R., *op. cit.*, p. 160.

表13 チレボン州、土地保有農民に占める村役人比率 (1855年)

県	村 長・村 役 人 数			一か村あたり 村役人数	一か村あたり 土地保有 農民数	一か村あたり 村役人比率 (%)
	村 長 (村落)数	村役人数	合 計			
チレボン	372	5,835	6,207	17	58	29
クニンガン	210	2,852	3,062	14	77	18
マジャランカ	293	2,964	3,257	11	50	22
ガル	238	2,683	2,981	12	44	27
合 計	1,113	14,334	15,447	14	56	25

(出典) Fernando, M. R., *op. cit.*, p. 167.

していたものと考えられる。

植民地政庁が住民の村落組織に対して具体的政策を提起するのは、地租(村落一括賦課を原則とした)制度を導入したラッフルズの時代以降のことであろう。1819年には村長の選出について、通常3年に1度の有資格者による選出を規定したが、実際には少なくとも19世紀中葉まで村長職の事実上の世襲が維持されていたようである。この点についてファン・デン・ベルフは、「1868年時点でもチレボン、ジャバラ、レンパン、パスルアン、ブスキの各地方では、なお村長職が世襲となっている村落がたくさんある。たとえ選挙をするにしても、世襲ができる限り尊重される。郡が推薦する地方でも同様である。」⁴⁰⁾と述べている。この外に、スラバヤでは、1819年の規定以後も村長はブパティによって任命されており、バニユマスでは当該郡長が

村長を任命していた⁴¹⁾(1846年まで)。『提要』によれば、バグレンでもブパティによって任命された村長がいたと言う⁴²⁾(1868年)。このように、少なくとも19世紀中葉段階まで、村長職は村の有力者が事実上の世襲によって独占していたものと思われる。村長以外の村役人(助役、部落長、水利・伝令・警備・宗教などの担当役人)については、村長がその子弟や縁者を優先的に採用するのが通例であるから、やはり村の有力者層によって構成されることになる。

こうして有力家系から輩出される村長・村役人が、村落の支配者層として様々な特権を持つことになる。主な特権を列举すると、地租・賦役の免除、職田(最優等田、その規模は一般土地保有農民の数倍～十数倍)の保持、村内住民に対する賦役收取権、一定数の隷属民(家事雑業に従事)の保持などである。さらに村長に

41) *Ibid.*, p. 34.42) *Eindresume, op. cit.*, Vol. 3, p. 272.40) *Ibid.*, p. 36.

表14 村長の土地集積(デマック県マンガル郡)

村 落	人 口	農 家 数	耕地(バウ)	村長所有地 (バウ)	%
ク ラ サ ク	956	223	530	424	80
マ ン ジ ン	843	215	455	191	42
ン グ ラ タ ッ ク	803	169	415	154	37
ト ッ ラ ワ	801	160	843	674	80
ク ラ マ ッ ト	773	151	503	402	80

(出典) Djoko Suryo, *op. cit.*, p. 102.

は、徴収した地租の歩合報酬(8%)など、独自の特権も存在した。このような公的なしは慣習的に認められた諸特権以外にも、既述の上級首長層の場合と同様に、開墾、横領などによる村長の土地集積や諸権益の拡大が多くの文献によって指摘されている。表14は、やや極端な事例ではあろうが、スマラン州デマック地方で見られた村長による土地集積の事例である。これによれば、村長が村内耕地の8割を所有している村がある。また、『提要』の指摘しているチレボン地方のある村の例では、村長・村役人30人で村内耕地95バウのうち87バウを独占している⁴³⁾。

植民地政庁は、強制栽培制度の漸次的廃止＝プランテーション体制への移行を政策化した時期(1860年代以降)にも、村落行政にはできるだけ介入しない政策をとった。これは上級首長の諸権益に対する徹底した規制とは対象的であった。村長・村役人に対しては、保持できる隷属民数や村落規模(人口)に応じた役人数の制限など一定の規制は設けたが、職田所有や賦役収取は禁止しなかった。植民地行政機構の整備とともにオランダ人下級官吏の配備も強化されたが、それでもプランテーションが要する労働力の調達や植民地当局が徴発する賦役労働の組織化に際しては、依然として村落の支配者層に依存せざるを得なかったのである⁴⁴⁾。

43) *Ibid.*, Vol. 1, p. 73.

44) プランテーション期における農園・工場への労働力調達では、村長・村役人を構成する有力土地保

V. お わ り に

以上、本稿では、近年の研究成果や在地首長に関する未公開史料に拠って、植民地支配下における在地首長層の存在形態について、具体的事例を示しながらやや歴史的に検討してみた。明らかにしえた諸点を整理すれば以下のようになる。

VOC支配期の上級首長層(ブパティ)は、要求される「義務供出」や賦役の提供を実行する限り、独自の経済外強制の体系をも保持する在地首長としての性格を強く持っていたと思われる。19世紀初頭に植民地政庁が採用した「自由主義」政策は、上級首長層の諸権限を厳しく規制しようとするものであったが、これが専らオランダ本国の事情(ベルギー分離独立→産業革命の早期達成)によって強制栽培政策へと転換すると、ジャワ戦争の「教訓」なども踏まえて、むしろオランダは現地人首長層を積極的に活用しようとする。その権威＝威信の発現としての職田付与(旧社会の封土制の擬制化)を始めとして、それに伴う地代収取＝賦役徴発の権限や栽培歩合の支給も、植民地政策を侵害

有農民がマンドール(労働監督)として重要な機能を果たしたことは、フェルナンドの前掲学位論文が明らかにしている所である。なお村長の社会的機能に関する近年の研究に、植村泰夫「19世紀後半～20世紀初頭ジャワ・マゾラのデサ首長の社会的地位をめぐって」『東洋史研究』第47巻第3号、1988年12月、がある。

しない限りで容認された。しかしこの段階では、VOC支配期とは異なり、オランダは上級首長層の権限に一定の規制を加えており、強制栽培遂行の障害となるような首長層支配権の拡大は許さなかった。プランテーション体制への移行に伴って、植民地当局の一元的支配体制が一層強化されると、彼ら現地人首長層は在地支配の諸権限を徐々に剥奪され、植民地行政官としての性格を強めていく。

上級首長層とともに、在地に強力なネットワークを持ついわゆる「中間」首長についても、強制栽培の効率的で円滑な実施のためにはオランダは彼らに依拠せざるを得なかった。おそらく旧社会の下級官僚にその系譜を持つと思われる彼らは、植民地支配下に入っても、非公式ながら尚隠然たる権限を行使していた。強制栽培

制度が漸次廃止され、植民地の下級行政機構が整備されるに至って、上級首長層と同様に彼らも土地所有を基盤とした在地支配権を否定され、その存在意義を徐々に喪失していく。

一方、村落レベルでも、有力土地保有農民の中から輩出される村長・村役人は、様々な特権を獲得した。彼らは、役職の事実上の世襲によって、植民地体制の下でその地位を強化できた。既に多くの先行研究が、ギアツ理論（農民均質化論）を全面否定し、「階層化した農民層」の進展を論証しているが、19世紀後半にはかかる「階層化した農民層」の頂点に立つ村落支配者層が、村落とプランテーション体制を接合させる上で重要な機能を果たすことになるのである。